

令和5年10月25日招集

第10回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和5年第10回狭山市農業委員会総会

令和5年10月25日(水曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時15分

本日の出席農業委員 12名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田敏枝
4番	5番 仲川 知 範	6番
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番 増田 茂	

(本日の欠席委員 1名) 細田 幸 司

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 三 ッ 木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第10回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料3 農地あっせん台帳
- ・特定農地貸付規程

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第10回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第10回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号 4番 細田委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号14番 増田 茂委員と3番 小野田委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

最初に第10回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第5条の申請が入間川地区で1件、入曽地区で3件、堀兼地区で2件、柏原地区で1件、併せて7件です。
農用地利用集積計画は、堀兼地区1件です。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 雑草について心配していた農地があったので見て来ましたが、一度刈った後に生えてきたところを再度刈り取りして、きれいに管理されていました。また、利用権設定の申請があったお宅をお訪ねして、書類を整えました。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 今まで伸びていた雑草が枯れてきますので、今後は乾燥による火災の心配があるので、引き続き見回りをしていきたいと思えます。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 手が付けられていない農地は、いまブタクサの黄色い花が咲いているような状況で、声かけをすると「きれいにします」とは言ってくれるのですが、なかなか進みません。今後とも粘り強くやっていきたいと思えます。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 全筆調査の際に、今年はリストに載せないけれどもきれいにしてくださいね、と声かけしたところは、だいぶ改善が見られました。
上赤坂地区に空いている畑がありまして、いったんは幹旋ということで新規就農者の方が借りる手はずになっていましたが、保留になっています。
また、堀向の地権者さんが持っている北入曽の農地について、だいぶ荒れています。売却希望ということでした。年内には話をまとめる方向で整理したいと思えます。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 全筆調査の際に写真を撮った畑を刈り払い機できれいにしている様子が見られました。せっかくきれいにしたので、これからも良い状態を保ってほしいという声か

けをしました。他の場所も、追い追い回ってこようと思っています。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 稲刈りがほとんど終わりましたので、畦の草はきれいになっています。ただ、通学の支障になりそうなほど雑草が伸びている畦には何ヶ所か、農薬を散布しました。また、水田をやりたいという相談がありましたので、農業委員会に書類を提出するよう案内しました。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 草が木のようにになっていた農地があり心配していましたが、先日、業者を入れてきれいにされていました。
柏原地区で新規就農を希望する方が農協の職員と農業振興課の職員と一緒に訪ねて来られました。担い手育成塾を活用して就農したいということで、うちの畑を手伝ってもらいながら、入門研修という形を取ることにになりました。

議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 10月に入って涼しくなったせいか、畑に出てトラクターで耕うんする方が増えてきたと感じております、ただ、雑草が青々としているところもありますので、引き続きパトロールを続けていきたいと思っています。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しく願いいたします。
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は利用権設定が1件1筆、地目は「畑」で、面積は1,946㎡です。
渡し人は堀兼にお住いの方、受け人は同じく堀兼にお住いの方です。
所在地は大字堀兼字旭野1303番、地目は畑、面積は1,946㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定で、受け人は令和3年9月8日に認定農業者となっています。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたし

ます。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市大字柏原字上の原647番地の25、地目は畑、面積は984㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市で運送業を行っている法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中向沢1196番地の8、地目は畑、面積は412㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号2整理番号3について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字北入曾字上之原1083番地の4、地目は畑、面積は493 m²です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

小野田
委員

議案番号2整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字月見野553番地の3、地目は畑、面積は348㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は入間市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号2整理番号5について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南入曾字北流83番地の10、地目は畑、面積は341㎡です。
農地区分につきましては、
・10ha以上の集団性がある いいえ
・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
・インフラの整備が進んでいる はい
以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号2整理番号6について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字加佐志字天沼365番地の6、地目は畑、面積は404㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は東京都練馬区に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員

議案番号2整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字加佐志字天沼365番地の1、地目は畑、面積は317㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は3件10筆、全て地目は「畑」、面積は11,152㎡、全て相続による届出で、整理番号2番の農地ついて、あっせんの希望がありますので、併せて「農地あっせん台帳」をごらんください。
農地法第4条の規定による届出は1件1筆、地目は「畑」、面積は1,115㎡、転用目的は駐車場敷地です。
農地法第5条の規定による届出は5件7筆で、地目「田」が5筆、面積3,771㎡、地目「畑」が2筆、面積1,148㎡、転用目的は住宅敷地が3件、共同住宅敷地が1件、事業敷地が1件です。
公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は1件1筆です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に、「特定農地貸付承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、産業振興課から提出があったもので、法律で農業委員会が承認することとなっています。
いわゆる市民農園の利用料について、規程が改正されたものです。

議長 質疑を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『承認』とし、市に意見書を提出します。
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第10回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。